

令和7年9月29日

公 示

陸上自衛隊国分駐屯地
業務隊長 高山 徹陸上自衛隊国分駐屯地における展示即売店の設置及び経営に関する業者の募集
について

鹿児島県霧島市国分福島2丁目4番14号に所在する陸上自衛隊国分駐屯地において、令和8年度から展示即売店の設置及び経営を行う業者について、次のとおり募集する。

1 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 応募の業種に必要な資格、免許を有していること。
- (3) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (4) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (8) 暴力団又は暴力団員及び上記(3)から(7)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

2 設置方法

国有財産法（昭和23年法律第73号）第18条第6項に基づく行政財産の使用許可により設置する。

3 設置場所

国分駐屯地厚生センター

4 募集業種等

- (1) 自衛隊用品
- (2) スポーツ用品
- (3) 日用品・家電用品
- (4) キャンプ用品
- (5) 釣り用品
- (6) 車・バイク用品
- (7) 化粧品・ネイルチップ等美容系製品
- (8) 鹿児島県の土産物品
- (9) キッチンカーによる食品販売（その場で調理して販売する食品及び生もの以外。但し加熱のみは可）
- (10) ヘッドスパ・ハンドマッサージ・ネイルケア等のサービス提供（小スペースで可能なものに限る）
- (11) 上記以外の物品・食品（その場で調理して販売する食品及び生もの等は除く）

5 募集要項及び仕様書の配布

- (1) 配布期間
令和7年9月29日（月）から令和7年10月14日（火）まで
土日・祝日を除く午前8時30分から午後4時30分まで
- (2) 配布場所
陸上自衛隊国分駐屯地業務隊 厚生科
鹿児島県霧島市国分福島2丁目4番14号1号庁舎1階
- (3) その他
公募へ参加する場合は、必ず募集要項及び仕様書を受領すること。

6 その他

細部は、募集要項を確認すること。